

国史跡下布田遺跡整備基本計画策定等業務委託 事業者候補選定プロポーザル 実施要領

1 業務概要

(1) 件名

国史跡下布田遺跡整備基本計画策定等業務委託

(2) 業務目的

国史跡下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の集落遺跡であり、縄文から弥生へと移行する社会構造を究明するうえで欠かすことのできない重要な遺跡として、昭和54年に国史跡に指定されている。調布市は、基本計画事業の1つとして「国史跡下布田遺跡の整備・活用」を位置付け、市民の憩いや生涯学習の場、子どもの体験学習等に利活用できる整備を目指している。史跡公園の開園に向け、平成30年度には「史跡下布田遺跡保存活用計画」（以下「保存活用計画」という）を策定し、史跡の本質的価値の評価とともに、今後の整備活用の方向性や方法を示した。

今回、令和元年度から令和2年度にかけて2か年で策定する「史跡下布田遺跡整備基本計画」（以下「整備基本計画」という）は、保存活用計画に基づき、史跡の整備事業を進めるうえでの方向性や、整備の具体的な方法、工程を定めるものである。整備基本計画の策定にあたっては、国史跡下布田遺跡整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置し、整備基本計画の検討・審議を行う。

本委託業務は、整備基本計画策定に係る業務の全面的な支援及び計画書の作成並びに策定委員会の運営補助を主な目的とする。

(3) 業務内容

国史跡下布田遺跡整備基本計画策定業務の業務内容は以下のとおりとする。

ア 現状把握（各年度）

(ア) 保存活用計画で提示された、遺跡の本質的価値を構成する諸要素及び当該資料等を取り巻く諸条件について、さらに詳しい情報を収集するとともに、的確な検討・分析を加える。

(イ) 全国各地の縄文時代を中心とした史跡整備に関する各種計画及び整備事例等を収集・整理し、分析して課題を抽出し、本事業の参考とする。

イ 整備基本計画の策定

(ア) 整備基本計画の各項目の原案作成と課題の整理（令和元年度）

計画策定にあたり、保存活用計画で提示された整備の方向性を踏まえ、かつ『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年3月 文化庁編）で提示されている「史跡等整備基本計画―標準となる構成 作成の留意点―」で示された各章立てに則り、原案を作成する。その上で課題となる事項も抽出する。

原案については、随時、委員会で議論して決定する。

(イ) 計画作成（令和2年度）

上記で検討した原案をもとに、計画（素案）の検討及び計画の作成を行う。計画については、随時、委員会で議論して決定する。

計画に用いる表記等は、原則として「調布市公文例規程」によるものとし、詳細は、教育委員会と受託者で協議のうえ定めるものとする

ウ 国史跡下布田遺跡整備基本計画策定委員会の運営支援（各年度）

策定委員会の開催（令和元年度に2回、令和2年度に3回予定）にあたって、各種資料作成、会議への出席、会議録作成、委員会会長との事前打合せの支援等を行う。なお、会議録の作成は、2週間以内に電子データにて市に提出すること。

エ パブリックコメントの実施（令和2年度）

パブリックコメントに係る資料作成及び結果集計等を行う。

オ 成果物（令和2年度）

業務に係る成果物は下記のとおりである。なお、業務資料等を含めた全ての成果物の著作権は、市に帰属するものとする。

(ア) 「東京都調布市 史跡下布田遺跡整備基本計画書」

a 計画書本冊 紙面データの作成

A4判、100ページ程度、4色刷りフルカラーとし、各種図表・写真やイラスト等を入れて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をする。視覚障害者等への配慮のため、文字情報の含まれる全ページに、SPコード（音声認識コード）を挿入すること。

校正については委員会との議論のうえ決定する。紙面データは、Microsoft Wordで作成し、WordとPDFデータを納品すること。データ形式、納品方法については、教育委員会の指示による。なお、本冊の印刷、製本は調布市教育委員会が行う。

b 計画概要版 紙面データの作成

A3判、2ページを作成する。4色刷りフルカラーとし、各種図表・

写真やイラスト等を入れて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をする。校正については委員会との議論のうえ決定する。PDFデータの納品を行い、データ形式、納品方法については、市の指示による。

2 期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

3 予算

(1) 令和元年度

3,256,000円(税込) 【見積限度額】

(2) 令和2年度

3,465,000円(税込)

※調布市議会で予算承認を得ることを要件とする。

4 実施型式

公募型プロポーザル形式

5 参加資格

参加申込時において、次に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 営業種目、環境アセスメント関係調査業務において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。

- (8) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (9) 過去5年以内における，地方自治体の史跡整備基本計画又はこれに類する計画策定業務の受託・履行実績を有すること。

6 募集内容

(1) 募集方法

ホームページを通じて募集する。

(2) 申込方法及び期間

本プロポーザルへ応募する事業者（以下「事業者」という）は，令和元年9月6日（月）正午までに，以下の書類を，教育部郷土博物館へ持参又は郵送（必着）のいずれかの方法により提出しなければならない。

- ア 参加申込書（第1号様式） 正本1部
イ 業務実績調書（第2号様式） 正本1部 副本9部
※副本は事業者名が分からないようにすること
※「8 参加資格」(9)の受託実績を証明する資料を添付
ウ 実施体制調書（第3号様式） 正本1部 副本9部
※副本は事業者名が分からないようにすること
エ 会社概要及びその他の事業実績が分かる書類（様式自由・パンフレット可） 正本1部 副本9部
※副本は事業者名が分からないようにすること

なお，実施要領及び各様式については，令和元年8月26日（月）から9月6日（金）正午（月～金※祝日を除く 午前9時から午後5時）まで教育部郷土博物館で配布するほか，調布市ホームページの下記に掲載する。

【市トップページ→「産業・しごと」→「入札・契約」→
「プロポーザル情報」→「実施中の案件」】

(3) 参加資格審査及び審査結果の通知

本プロポーザルに応募した事業者全員に対し，別途定める審査要綱に基づき審査し，令和元年9月9日（月）に書面にて結果を通知する。また，書面の通知と併せて電子メールでも通知する。

なお，参加資格に満たないと判断された事業者は，その理由について，

令和元年9月20日（金）正午までに、書面にて説明を求めることができる。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者は、令和元年9月30日（月）正午までに、以下の書類を、教育部郷土博物館へ持参又は郵送（必着）のいずれかの方法により提出しなければならない。

ア 企画提案書（提案書表紙：第4号様式 企画書：様式自由・A4縦10ページ以内左綴じ） 正本1部 副本9部

※副本は事業者名が分からないようにすること

イ 業務スケジュール（様式自由） 正本1部 副本9部

※副本は事業者名が分からないようにすること

ウ 経費見積書（様式自由・A4） 正本1部 副本9部

※副本は事業者名が分からないようにすること

(5) 企画提案書の留意点

ア 要点を押さえてわかりやすく簡潔に記載すること。

イ 様式自由とするが、「1 業務概要 (3) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 次の項目について必ず記載すること。

(ア) 整備基本計画策定等業務の進行における全体フロー。

(イ) 全国的な史跡整備の潮流，調布市政における本整備事業を活用した中長期的な展望など，計画策定に当たっての着眼点。

(ウ) 『保存活用計画』「第8章 整備 第2節 整備の方法」の「1 保存管理のための整備」及び「2 公開活用のための整備」に基づき，本事業の整備基本計画として，より具体化した理念をそれぞれ挙げ，その理念を達成するための方針を挙げる。理念と方針は，下布田遺跡にふさわしい整備を実施するにあたり，必要なものを複数項目提示する。

さらに，上記で抽出した方針を具現化するにあたり，今後，必要となる計画（地区区分・造成・調査等）を挙げる。

(6) 一次審査及び審査結果の通知

参加資格を満たすと判断された事業者が6者以上であった場合は，企画提案書等による書類審査を令和元年10月10日（木）に行う。当該審査を行った全事業者に対し，令和元年10月11日（金）に書面にて結果を通知する。また，書面の通知と併せて電子メールでも通知する。

なお，一次審査を通過しなかった事業者は，審査結果について，令和

元年10月17日(木)正午までに書面にて説明を求めることができる。

(7) プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位5事業者(参加資格を満たすと判断された事業者が6者未満の場合は、参加資格を満たす事業者全員)に対して、プレゼンテーション審査を令和元年10月21日(月)に実施する。なお、当日のプレゼンテーションは、本業務を受託した場合の担当責任者が行うこととする。

(8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーションを要約した資料(スライド等)の写しを正本1部、副本9部用意し、令和元年10月17日(木)正午までに、教育部郷土博物館へ持参又は郵送(必着)のいずれかの方法により提出しなければならない。

(9) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和元年10月23日(水)に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和元年10月28日(月)正午までに書面にて説明を求めることができる。

(10) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書(様式5)にて、下記期限までに教育部郷土博物館(kyouhaku@w2.city.chofu.tokyo.jp)へ電子メールで提出することとする。

ア 第1回締切

申込、参加資格の審査及び事業内容に関する質疑については、令和元年8月30日(金)正午を期限として受け付ける。回答は、令和元年9月2日(月)までに、随時、市のホームページに掲載する。

イ 第2回締切

参加資格審査結果に関する質疑については、令和元年9月20日(金)正午を期限として受け付ける。回答は、令和元年9月24日(火)までに、メールにて回答する。

ウ 第3回締切

企画提案に関する質疑については、参加資格審査の結果、参加資格を

満たすとされた事業者に限り，令和元年9月10日（火）から令和元年9月20日（金）正午まで受け付ける。回答は，令和元年9月24日（火）までに，参加資格を満たすとされた全事業者宛てにメール等にて回答する。

8 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「国史跡下布田遺跡整備基本計画策定等業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下，「委員会」という。）」を設置し，企画提案書類等の審査を行う。

(2) 委員構成

委員会は，以下の5人以内で構成する。

- ア 教育部郷土博物館長
- イ 教育部教育総務課長
- ウ 教育部社会教育課長
- エ 環境部緑と公園課長
- オ 都市整備部都市計画課長

(3) 審査方法

審査委員は，事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け，企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

参加資格を満たすと判断された事業者が6者以上であった場合，企画提案書等による書類審査を行う。得点の高い順に，上位5事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位5事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が6者未満であった場合は，参加資格を満たす事業者全員）に対して，プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは，本業務実施時の担当技術者が行うこととする。

ウ 評価基準（予定）

以下の視点を踏まえ，審査を行うものとする。

- (ア) 業務実績及び実施体制
- (イ) 調布市の特性を踏まえた業務に係る知識や理解度

- (ウ) 企画提案能力，創意工夫
- (エ) 業務遂行能力（的確性及び実現性）
- (オ) 業務スケジュール
- (カ) 経費見積
- (キ) プレゼンテーション能力

エ 選定

- (ア) 各委員は，審査基準による評価得点の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により，複数の事業者において評価得点と同点の時は，各委員は総合的な評価により，当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) 一次審査では，各委員の評価得点を合計した得点数について，得点を多く獲得した者から事業者の順位を定めるものとする。

なお，複数の事業者において評価得点の合計点数が同点の時は，各委員が定めた順位を参考に，当該事業者の順位を定めるものとする。

- (エ) プレゼンテーション審査では，(ア)及び(イ)により，委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を，当該委託業務を受託する者の候補者（以下，「候補者」という。）として選定する。

なお，複数の事業者において，第1位の順位獲得数が同数の場合には，当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また，第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には，当該事業者において，各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (オ) 複数の事業者から応募があった場合は，第2位以下についても順位を定めるものとする。
- (カ) 最低基準

候補者の選定に当たっては，評価に最低基準を設け，事業者の評価が最低基準に満たないときは，当該事業者を候補者として選定しない。

- (キ) 候補者選定後，上位の事業者が辞退又は失格となったときは，下位の事業者の順位を繰り上げて，順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

カ 候補者の決定

調布市長は，前項目の報告に基づき，候補者を決定する。

キ 選定結果の通知

(7) 結果通知

令和元年10月23日(水)に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は、審査結果について令和元年10月28日(月)正午までに書面にて説明を求めることができる。

9 日程

日程	内容
令和元年8月26日(月)	公示, ホームページへの掲載
令和元年8月30日(金)	参加資格・事業内容に関する質問受付締切日(正午)
令和元年9月2日(月)	参加資格・事業内容に関する質問回答日
令和元年9月6日(金)	参加申し込み締切日(正午)
令和元年9月9日(月)	参加資格審査結果通知
令和元年9月20日(金)	参加資格審査結果に対する質問受付締切日(正午)
令和元年9月24日(火)	参加資格審査結果に対する質問回答日
令和元年9月20日(金)	企画提案に対する質問締切日(正午)
令和元年9月24日(火)	企画提案に対する質問回答日
令和元年9月30日(月)	企画提案書締切日(必要書類提出期限)(正午)
令和元年10月10日(木)	第1回審査委員会開催(企画提案書書類審査)
令和元年10月11日(金)	一次審査結果通知(6事業者以上の応募の場合の書類審査)及びプレゼンテーション審査開催通知
令和元年10月17日(木)	一次審査結果に対する質問締切日(正午)
令和元年10月17日(木)	一次審査結果に対する質問回答日
令和元年10月17日(木)	プレゼンテーション審査資料提出日(正午)

令和元年10月21日(月)	第2回審査委員会開催(プレゼンテーション審査)
令和元年10月23日(水)	選定結果の通知
令和元年10月28日(月)	審査結果に対する質問締切日(正午)
令和元年10月29日(火)	審査結果に対する質問回答日

10 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名(社印の押印)、代表者名(代表印の押印)、担当者名を明記した参加辞退届を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市教育委員会教育長宛とすること。

11 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)(以下「公開条例」という。)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページにより、ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

12 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等(以下、「提出書類等」とする。)の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

- エ 提出書類等は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。
- (2) 必要経費
応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (3) 失格要件
契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。
なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できないものとする。
また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。
- ア 「6 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合
- イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。
- ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む）
- エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 見積書が見積限度額を超える場合
- キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合
- (4) 契約
- ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 当該業務を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「6 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 本事業は、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。

予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。

(6) この基本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(7) この審査に関する事務は、教育部郷土博物館が取りまとめる。

(8) 本事業は、単年度契約を1回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

12 問い合わせ先

調布市教育委員会 教育部郷土博物館 担当：立川・長瀬・矢本

〒182-0026 調布市小島町3-26-2

電話 042-481-7656

E-mail kyouhaku@w2.city.chofu.tokyo.jp